

県外等で接種されたお子さんの予防接種費の補助をします

やむを得ない事情により、県外等の医療機関で小児の定期予防接種を接種される場合は、事前に三原市に申請書類を提出する必要があります。

接種費用はいったん全額自己負担となりますが、接種後の手続きが完了した後に払い戻しを受けることができます。(上限額あり)

■ 対象者

三原市に住所を有する人で、県外等の医療機関での定期の予防接種を希望し、三原市が発行する「予防接種依頼書」の交付を受けている人

※「予防接種依頼書」の交付を受けずに接種を受けた場合は、補助金交付はできません。

■ 対象の予防接種と基準額

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

・ B型肝炎	5,700 円	・ BCG	10,400 円
・ ヒブ (Hib)	8,100 円	・ 小児用肺炎球菌	11,200 円
・ 不活化ポリオ	9,200 円	・ 五種混合	19,400 円
・ 四種混合	10,400 円		
・ 二種混合	4,700 円	・ 麻しん風しん (MR)	9,900 円
・ 麻しん	6,200 円	・ 風しん	6,200 円
・ 水痘	8,200 円	・ 日本脳炎	6,800 円
・ ロタテック	9,300 円	・ ロタリックス	14,100 円
・ 子宮頸がん予防 (サーバリックス・ガーダシル)	16,500 円		
・ 子宮頸がん予防 (シルガード)	27,700 円		



※助成する金額は、基準額と接種費用を比較して、低い方の金額となります。
場合によっては、一部自己負担が生じます。

■ 手続きと接種の手順 **※詳しくは裏面をご確認ください。**

- (1) 滞在先の市町村で、定期予防接種ができる医療機関を確認する。
↓
- (2) 母子手帳を持って、三原市こども安心課で申請の手続きをする。
↓
- (3) 「補助金交付決定通知書」、「予防接種依頼書」、「補助金実績報告書」、「請求書」の交付を受ける。
(交付までに2週間程度かかります。)
↓
- (4) 「予防接種依頼書」、「予診票」、「母子健康手帳」を医療機関に提出して、予防接種を受ける。
↓
- (5) 接種後、医療機関で領収書と予診票の写しを受け取る。
↓
- (6) 次の書類を添えて、補助金実績報告書と請求書を三原市こども安心課へ提出する。

※接種後、令和7年3月31日までに申請してください。

- ・ 接種料金がかかる領収書（あれば明細書も持参）
- ・ 予診票の写し
- ・ 予防接種の記録が記載された母子健康手帳
- ・ 振込先口座がわかるもの



【お問い合わせ】

三原市こども安心課 TEL 0848-67-6061

【予防接種費用支払までの流れ】

※一部自己負担が生じる場合があります。

